

広報しんち

2.20
2023

発行と編集 新地町役場企画振興課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30
☎0244-62-2112 FAX0244-62-3194 E-mail:koho@town.shinchi.lg.jp

東日本大震災新地町追悼式

町では、東日本大震災で亡くなられた方々を追悼し、復興への誓いを新たにするため、震災から13年目となる3月11日に、追悼式を開催します。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小し、ご遺族、町内の関係団体の代表者等および町関係者のみで執り行います。

地震発生時刻の14時46分にサイレンを鳴らしますので1分間の黙とうを捧げていただきますようお願いいたします。

日時 3月11日(土) 14時開場

会場 町文化交流センター「観海ホール」

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によって内容を変更する場合がありますので予めご了承ください。

◎問い合わせ 総務課 総務係 ☎62-2111



マイナンバーカード 夜間・休日窓口の 開設について

平日の業務時間内の来庁が難しい方を対象にマイナンバーカードの夜間窓口および休日窓口を開設しますので、是非ご利用ください。

なお、夜間窓口および休日窓口は混雑を避けるために予約制としますので、ご利用の際は事前にご予約願います。

夜間窓口開設日

3月1日(水)、8日(水)、15日(水)、22日(水)、29日(水)

17時30分～19時

※最終受付時間は18時45分まで

休日窓口開設日

3月12日(日) 9時～15時

場所 役場1階町民課窓口

◎申込・問い合わせ

町民課 町民係
☎62-2115

住宅応急修理制度 (一部損壊)の申請 期限延長について

令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により被害を受けた住居の住宅応急修理制度(一部損壊)の申請期限が次のとおり延長になりました。該当する方は期限までに申請書の提出をお願いいたします。

変更後

令和5年3月31日(金)

変更前

令和5年2月28日(火)

※住宅応急修理制度(準半壊以上)の申請受付は12月28日(水)で終了しました。

申請方法の詳細については左QRコードをご覧ください。

ホームページ
はこちらから



町 HP

◎申込・問い合わせ
都市計画課 住宅係
☎62-2113

新地町奨学資金のお知らせ

～令和5年度奨学生募集のご案内～

町では、令和5年度奨学生（令和5年4月より貸付開始）を募集します。新地町に住所がある学生・生徒で、経済的な理由で修学が困難な方に、奨学資金を貸し付けしていますのでご利用ください。

○奨学資金の概要

奨学資金の額	大学（短期大学を含む）以上の在学者	月額 30,000 円
	高等専門学校および 修業年限2年以上の専修学校在学者	月額 20,000 円
	高等学校在学者	月額 15,000 円
貸与期間	在学する学校の正規の就業期間	
利子	無利子貸与	
送金方法	原則として、毎月15日までに本人指定口座に送金します。	
返還方法	貸付を受けた月数の3倍の期間内での月賦返還となります。 返還は、卒業（貸付終了）の6ヵ月後から開始されます。 ただし、上級学校に進学した場合は、願い出により返還が猶予されます。	

○出願方法

下記の書類を新地町教育委員会（教育総務課）へ提出してください。（各1部）

- 1 奨学資金貸付願書（印鑑証明書の印鑑を押印）
 - 2 履歴書
 - 3 在学証明書（既に在学中の方）または、合格通知書の写し（4月入学予定の方）
 - 4 住民票（本人の住民票抄本）
 - 5 連帯保証人の印鑑証明書および納税証明書
- ※1および2については、教育総務課に用紙があります。

○申込期日

令和5年3月17日(金)

○注意事項

- ・国、県または他の団体から同種類の奨学資金の貸付けを受けている場合は、貸付けを受けることが出来ません。
- ・申込みの際は、2人の連帯保証人（1人は本人の父母等、他の1人は町内に住所を有し独立の生計を営む方で、共に奨学資金返済の責を負い得る方）が必要となります。
- ・貸付内定後に「誓約書・健康診断書・口座振込依頼書」の書類（用紙は教育総務課から郵送されます）と「振込口座通帳の写し」の提出が必要になります。
- ・奨学資金返還にあたり、新地町に定住し、就労している方については、返還金相当額が助成されます。（新地町奨学金返還支援事業）

◎申込・問い合わせ 教育総務課 総務学校係（電話：62-4477）

自動車などの廃車、名義変更・住所変更手続きはお早めに

自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在で課税台帳に登録されている所有者（割賦販売の場合は使用者）に課税されます。普通自動車、軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を譲渡・廃車した場合等は、3月末までに必ず手続きを行ってください。

また、車を所有する方が亡くなられた場合も、相続する方への名義変更や抹消登録等が必要になりますので、必ず手続きを行ってください。なお、避難先等への郵便物の転送を希望される方は、最寄りの郵便局へ「転居届」の提出をお願いします。

車種	原動機付自転車 (50cc～125cc) 小型特殊自動車	軽自動車		普通自動車
	四輪・三輪	自動二輪 (250cc～)	軽二輪 (126cc～250cc)	
届出先	新地町役場 税務課 (電話：62-2119)	軽自動車検査協会 福島事務所 (電話：050-3816-1837)	国土交通省東北運輸局福島運輸支局 (電話：050-5540-2015)	
必要書類等	〈廃車〉 ・ナンバープレート ・印鑑 〈名義変更〉 ・譲渡証明書 ・新所有者の印鑑	〈廃車〉 ・ナンバープレート ・車検証 ・印鑑 ・使用済自動車引取証明書 〈名義変更〉 ・ナンバープレート ・車検証 ・新所有者の住民票 ・印鑑 (新所有者、旧所有者)	〈廃車〉 ・ナンバープレート ・軽自動車届出済証 ・印鑑 〈名義変更〉 ・ナンバープレート ・軽自動車届出済証 ・新所有者の住民票 ・譲渡証明書 ・印鑑 (新所有者、旧所有者)	〈廃車〉 ・ナンバープレート ・車検証 ・実印 ・実印の印鑑証明書 〈名義変更〉 ・ナンバープレート ・車検証 ・実印 (新所有者、旧所有者) ・実印の印鑑証明書 (新所有者、旧所有者) ・譲渡証明書 ・車庫証明書
	※南相馬自家用自動車組合（電話：23-2850）手続き代行可。 (別途手数料が必要)			

※場合により必要書類等が異なります。届出先に必ず確認し、手続きを行ってください。

◎問い合わせ

自動車税（種別割）について
軽自動車税（種別割）について

県相双地方振興局県税部（電話：26-1127）
税務課 固定資産係（電話：62-2119）



新地町海釣り公園 等管理人募集

新地町観光協会では、新地町海釣り公園等の管理人を募集します。

※海釣り公園の再開は4月下旬頃を予定しています。

受付期間

令和5年2月20日(月)～令和5年3月15日(水)まで

(執務時間中に限ります)

業務内容

海釣り公園利用者の利用料金の徴収、利用者の安全管理・マナー指導、清掃業務等、および新地駅前観光案内所での観光案内、レンタサイクル貸出業務等

募集人員 4名

雇用期間 令和5年4月1日

～令和6年3月31日

(ただし、この期間更新することができません)

勤務時間

海釣り公園 1日6～7時間
観光案内所(土日・祝日のみ)

1日4時間程度

賃金 時給880円

応募資格 18歳以上で簡単な

パソコン操作ができ、健康で釣りが好きな方。

選考方法 書類審査および面接の方法により決定します。

面接日時 3月下旬

面接会場 新地町役場会議室

申込方法

申込用紙(写真・タテ4cmヨコ3cm程度を貼付のこと)に必要事項を記入し、役

場企画振興課まで提出してください。

申込用紙等は役場企画振興課で交付します。

◎申込・問い合わせ

企画振興課

環境未来まちづくり振興係

☎62-2112

「火入れ」を行う場合は 事前に許可・届出が必要

森林の周辺で火入れを行う場合は、事前に町へ「火入れ許可申請書」を提出してください。併せて、新地分署へ届出をしてください。

また、火入れ実施日は強風の日避け、消火道具や防火体制の準備を行ってください。

申請の受付

農林水産課窓口(申請書は窓口で配布しています。)

申請の時期

火入れ予定日の10日前まで

申請対象となる土地

森林の周辺1km範囲内の土地

◎申請・問い合わせ

農林水産課 農林水産係

☎62-2194

野焼きは行わない てください

廃棄物(ごみ)を野外で焼却処理する野焼きは、一部の例外を除き法律により禁止されています。ドラム缶での焼却、穴を掘つての焼却も野焼きと同じになります。

野焼きは、周りの人に迷惑をかけるだけでなく、焼却の際に高温にならないことから、有害物質を発生する場合があります。また、私たちの生活環境に悪影響をおよぼします。

また、火災の危険性もありますので、野焼きは行わないでください。

例外で認められているもの

・風俗慣習上または宗教上の

行事を行うために必要な廃棄物の焼却(どんと祭、卒塔婆等の供養焼却など)

・農林漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(農業者の田の畦畔焼き、稲わらや畑作物残さの焼却、林業者の伐採下枝の焼却、漁業者の海藻類等の焼却など)

・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの(一般家庭における木くずや木の葉等の焼却、風呂炊きや暖をとるための薪や木くずの焼却、バーベキュー、キャンプファイヤーなど)

焼却の際は、生活ごみやプラスチック類が混ざらないようにしてください。

また、例外行為であっても、生活環境上支障を与え、苦情等のある場合は、改善命令や各種行政指導の対象となります。

◎問い合わせ

町民課 生活環境係

☎62-2116

火入れと野焼きの違い

【火入れ】 森林またはその周囲1kmの範囲内で立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為で、市町村長の許可が必要です。

火入れの許可の対象は、次の目的に限られます。(森林法第21条)

・造林のための地ごしらえ・開墾準備・害虫駆除・焼畑 など

【野焼き】 枯草や廃棄物を焼却する行為で、原則禁止です。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2)

◎問い合わせ 農林水産課 農林水産係 (電話：62-2194)

介護保険調査 ご協力をお願い

現在、町では令和6年度から始まる新地町老人福祉・第9期介護保険事業計画の策定に向け、65歳以上の方を対象にニーズ調査を行っております。

今後の介護保険事業の参考となる重要な調査となりますので、調査票が届いた方は2月中に役場健康福祉課まで返送願います。ご協力をお願いします。

◎申込・問い合わせ
健康福祉課 保険係
☎62-2931



福島県医療施設等 物価高騰対策事業

福島県では新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、令和4年度の原油価格・物価高騰に直面する医療施設等を支援するため、医療施設等物価高騰対策事業を実施しております。

詳細な申請方法等につきましては「医療施設等物価高騰対策事業事務局」のホームページをご覧ください。不明な点などがございましたら直接、事務局へお問合せください。



ホームページ
はこちらから

医療施設等
物価高騰対策
事業事務局 HP

◎申込・問い合わせ
福島県医療施設等物価高騰対策支援金事務局
☎090-7301-1363

追悼復興祈念 イベントの実施

キャンドルナイトを東日本大震災・原子力災害伝承館で開催します。

東日本大震災から13年目を迎える日に、ふくしま復興への思いや夢を描いてもらったキャンドルへあかりを灯します。皆様どうぞお越しください。

日時

3月11日(土)17時～20時(予定)

開催場所

東日本大震災・原子力災害伝承館 アーカイブ広場

参加費

無料(申込不要)

※開催日時および内容等詳細はお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症の状況等により、内容を変更する場合があります。

◎申込・問い合わせ

福島県相双地方振興局
復興支援・地域連携室
☎26-1116

わくわくランド イベント情報

【ポタニカルイベント】

開催日時

3月25日(土)・26日(日)

10時30分～12時

13時30分～15時

内容

①25日(土) ポタニカルジェル
キャンドル作り

②26日(日) 苔玉作り

開催場所 わくわくランド

多目的ホール

定員 ①各回15名(計30名)
②各回20名(計40名)

参加対象

①中学生以上

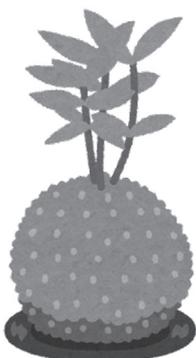
②小学生とその保護者(保護者1名につき小学生2名まで)

講師 株式会社フラワープロ
デユース はなゆう仙台

参加費 1人500円

応募方法 わくわくランドに
直接ご来館の上、申込用紙に
記入またはFAX(0244-
62-5988)

申込事項 1. 参加希望日時
2. 参加者氏名 3. 参加人数
4. 住所 5. 電話番号



応募締切 3月12日(日)

※電話申込不可

※応募多数の場合は抽選とし、当選者の方のみに3月17日(金)を目安に案内状を郵送します。

※お客様の個人情報情報は厳正かつ適正に管理し、本イベント以外の目的には使用いたしません。

◎申込・問い合わせ

相馬共同火力発電株式会社新地発電所内
わくわくランド
☎62-4722

行政相談

3月10日(金)

9時30分～11時30分 保健センター

心配ごと相談

3月1日(水)・10日(金)・20日(月)

9時30分～11時30分 保健センター

交通事故相談

3月2日(木)

9時～17時 役場101相談室

無料法律相談所（電話相談）

町では、弁護士による電話無料法律相談所を開設します。相談は無料ですが電話相談の方法によっては、通話料をご負担いただく場合があります。

また、事前の予約が必要となりますので、問い合わせ先へご連絡ください。

開設日 3月14日(火)

場所・時間 役場101相談室 14時～16時

相談員 福島県弁護士会相馬支部所属弁護士

相談内容 生活に関する悩みや、消費生活に関すること

◎予約・問い合わせ

町民課 生活環境係（電話：62-2116）

福島県弁護士会相馬支部（電話：36-4789）

3月

休日在宅当番医

5日(日) 早川医院

(相馬市) ☎37-3500

12日(日) 八巻クリニック

(相馬市) ☎37-7117

19日(日) わたなべ胃腸内科

(相馬市) ☎26-5061

21日(火) 杉本医院

(相馬市) ☎36-3650

26日(日) 相馬中央病院

(相馬市) ☎36-6611

診療時間 9時～16時

休日在宅当番歯科医

5日(日) 鈴木歯科医院

(原町区) ☎26-3232

12日(日) 原田歯科医院

(相馬市) ☎35-2557

19日(日) 西町歯科医院

(鹿島区) ☎46-5534

21日(火) 竹林歯科医院

(原町区) ☎24-6060

26日(日) 馬陵歯科診療所

(相馬市) ☎36-1888

診療時間 9時～16時

自家消費野菜等の放射性物質測定結果について

1月測定分

◎単位：Bq/kg（Cs134とCs137の合計）

◎NDは検出下限値以下

食品名	測定件数	セシウム測定値 (最大値)
さつまいも	1件	11
さといも	1件	12
きんかん	1件	ND
ゆず	1件	32
大根	1件	ND

※町では自家消費野菜等の放射性物質測定を行っています。検査を希望される方は事前の予約が必要となりますので、問い合わせ先へ連絡ください。

持込方法

- ・検査物は500g以上必要です。
- ・検査物を細かくする（みじん切り）

◎予約・問い合わせ

農林水産課 農林水産係

(電話：62-2194)

農作物等被害対策によるイノシシ捕獲数について

	捕獲数（頭）
1月捕獲数	9
令和4年度累計捕獲数	31

町では、農作物等鳥獣被害対策として、イノシシの捕獲活動を実施しています。有害鳥獣捕獲隊の活動にご理解ご協力をお願いいたします。

また、事故防止のため、捕獲用の箱罠等には近づかないようにお願いします。



◎問い合わせ 農林水産課 農林水産係

(電話：62-2194)